

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

## 「コンメンタール可視化法」発刊記念研修 「改正刑訴法301条の2って、知っていますか？」 可視化法制で変わる刑事弁護～今、そしてこれから～」 開催報告

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 水谷 恭史

2年後の施行を見据えた弁護実践の課題は、取調べ録画記録による任意性立証原則を全事件で確立させることと、取調べ録画によって実効性を確保できる黙秘権の活用である。

2017年（平成29年）7月11日、取調べの可視化大阪本部は、研修「改正刑訴法301条の2って、知っていますか？ 可視化法制で変わる刑事弁護～今、そしてこれから～」を開催した。2019年6月までに導入される被疑者取調べ録音・録画義務化を機に、例外のない全件・全過程取調べ録画＝取調べ可視化を実現すべく、今、我々が取り組むべき弁護実践の在り方について、熱のこもった解説と討論が行われた。

コンメンタールの発刊を機に、弁護実践の現場で取調べ録画制度がさらに浸透し、活用されることを期して企画したものである。

研修は3部構成とし、第1部では、取調べの可視化大阪本部の若手委員らが務めたコンメンタール執筆陣による各項の解釈について解説を行った。第2部では、取調べの可視化をはじめとする今般の刑訴法改正に高い関心を抱かれ、『2016年改正刑事訴訟法・通信傍受法 条文解析』（日本評論社、2017年2月）の共著者である瀧野貴生・立命館大学法科大学院教授をお招きし、「刑事弁護に使える実践的解釈の試論」と題した基調報告をいただいた。続く第3部では、瀧野教授と、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の幹事として取調べ録音・録画の法制化に尽力した小坂井久会員（大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部副本部長）が、森直也会員（同本部事務局長）のコーディネートでディスカッションに臨んだ。

### 弁護実践への浸透と活用を目指して ——研修の目的

取調べの可視化大阪本部は、2016年通常国会で成立した改正刑事訴訟法で新設された刑事訴訟法301条の2のあるべき解釈を示すべくプロジェクトチームを編成し、弁護実践の視点から解釈する『コンメンタール可視化法—改正刑訴法301条の2の読解と実践』（現代人文社、2017年2月）を上梓した。本研修は、コンメ



## 第1部—刑訴法301条の2の条文構造解説

1990年代から論じられてきた取調べ可視化は元来、違法・不当な取調べによる虚偽自白の強要やでっち上げ、つくられた虚偽自白に基づく冤罪を根絶するための取調べ規制・捜査規範として議論が進んできた。ところが、今般の法制化では、条文の形式的な位置づけは公判廷における証拠法の領域とされ、文言上は、対象事件（裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件）の公判における任意性立証の手段を取調べ録画に限定する証拠規範として1項が、その前提となる被疑者取調べ段階における全過程録音・録画義務として4項が定められた。第1部では、複雑な条文構造を解きほぐし、実質的な総則規定が捜査段階の取調べ可視化を定める4項であり、録画による取調べ監視の実効性を担保するインセンティブないしサンクションとして1項が機能することなどを解説した。

## 第2部—全件・全過程録画＝取調べ可視化を志向する理論

第2部では、コンメンタールとほぼ同時期に出版された前掲の共著本で、刑訴法の改正全般について鋭く精緻な解析を行われた瀧野教授が、黙秘権や防御権の実効的行使を著しく阻害するような、あるいは供述するかしないかの自由な意思決定を抑圧するような暴力的・威圧的・糾問的な取調べをやめさせることこそが取調べ可視化の理念であり、すべての出発点は「全過程」の可視化にある——との基本的視座を明らかにした上で、理論と弁護実践を架橋する精力的で実務に即した研究成果を報告された。実質的逮捕の概念や任意性の限界を判断する基準の客観化、例外的な取調べ録画義務免除理由の極小化等による全過程録画の志向と、違法排除説及び任意性説に立脚し、取調べにおける被疑者の発言内容より、虚偽自白を誘引し、あるいは供述の任意性を損なうおそれのある取調べ官の違法・不当な言動の監視に重点を置いた取調べ録画記録の活用による任意性（不存在）立証を定着させることにより、取

調べ録画の実質的な対象を全事件に拡張する道筋について、説得力ある論を展開された。

## 第3部—黙秘権の実効化、“調書”裁判との訣別へ

第3部では、瀧野教授の基調報告を踏まえ、さらに実践的な取組の在り方について、瀧野教授と小坂井会員が熱のこもった議論を展開された。小坂井会員は、改正刑訴法の成立後、義務化対象事件の全過程録画率が右肩上がりであり、検察官取調べでは90%を超える実施率に達し、警察でも77%に達しているものの、義務化対象事件と非対象事件で任意性立証ルールが異なる“ダブルスタンダード”を定着させないよう警戒する必要性を指摘した。瀧野教授は、やろうと思えばできる環境が整っているのに、捜査官があえて取調べ状況を録画しなかったことが、直ちに供述の任意性に合理的疑いを生じさせるとの実務運用を定着させることにより、全事件可視化を実現する契機とする方向性を提言した。

瀧野教授、小坂井会員とも、取調べ録画の導入によって供述の真の自由を確保する環境が整い、違法・不当な取調べによってないがしろにされてきた黙秘権の実効性をようやく確保できるようになったことを指摘し、取調べ官と被疑者の絶対的格差を是正する効果の重要性を強調した。

結びで論じられたのは、供述調書不要論への展望である。取調べ全過程の録画による検証可能性の確保によって供述の任意性・信用性が担保される原則が確立すれば、供述調書の証拠価値は相対的に下落し、刑訴法322条の実質死文化と、刑訴法がそもそも志向する公判中心主義・直接主義への回帰を見据えることができる。

研修を通じた提言は2つ。義務化対象事件か否かにかかわらず、取調べ録画記録が任意性立証のベスト・エビデンスであるとの原則を確立させること、そして、全過程録画による取調べ監視体制に根ざした実効性のある黙秘権行使による被疑者の権利擁護——刑訴法301条の2を活かすのは弁護実践である。